



福島再生加速化交付金（第33回）《道路等側溝堆積物撤去 ・処理支援第6回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 6,592百万円、国費 3,296百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

2. 交付対象事業

福島市、郡山市、白河市、本宮市、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町及び福島県が実施する道路等側溝堆積物の撤去・処理に係る費用の支援を行う。（福島県は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、国見町、鏡石町、泉崎村、中島村において事業を実施。）

《別紙資料》

- ・別紙1：自治体別事業概要及び事業実施場所
- ・別紙2：福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

田中、清水、豊川

電話：03-6328-0250

福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

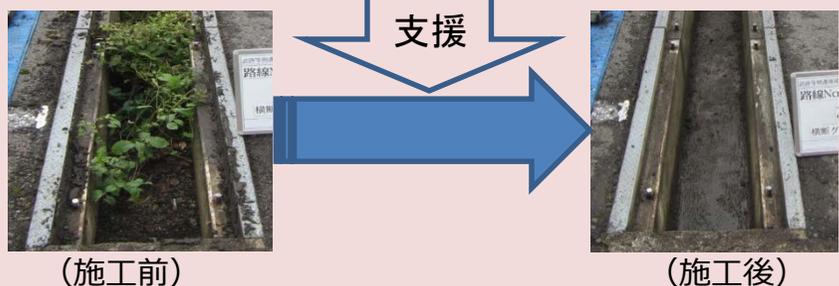
- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
 - 仮置場や最終処分場の確保が困難
 - 空間線量0.23μSv/hを下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

- 平成28年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
 - ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
 - ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
 - ・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

- (1)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
- (2)対象要件等
 - ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
 - ・最終処分場又は仮置場が確保
 - ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
 - ・一地区、一回限り。
- (3)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等
- (4)交付額
1 / 2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除)
地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置
交付省庁は復興庁。



事業実施自治体(平成28~30年度)

